第11080号 平成16年2月4日(水) (毎週 月・水・金発行)

目 次

0	熊	規本告		建	則築示	基	準	法	施	行	細	則	の	_	部	を	改	正	す	る	規	則									· ()	ŧ	築		課)	1
000	指保保	곡	居林林	1	41	一定定	ビに	ス関	事す	業る・	所 予	の 定	指	定																	(分 · (柔	↑護 ネ材	保保〃	険 全	課) 課))	2 2 2
0	平電	成子畜	16 計 伝	年算染	2 機病	月用	定デ	例一	県	議入	会力	の業	招務	集委	託																(貝 (帽	す 青報	政企	画	課) 課) 課)	3 3 3
0	土	地	測調改	量查良	事	業	施	行	の	同	意																				(虐	隻村	'計	画	課)課)	4 4 4 4
	平	成	16 -	年	度び	及	び場	平	成	17	7年	度	治	· Ш	林	道	事	業	に	お	け	る	測	量	, j	没言	+ •	コ	ン	サ <i>)</i> 巴握	レ		政		課)	7
0	高	齢	者	保	健	推	進	協	議	会	の	会	議	の	開	催										((高	齢	者	保りま	健扌				部) 会)	15 16
	等	成																												資 榕	; `	女 多	マ ツ	本	部))	17 18
0	へ 社	リ 会	コ 福	祉	審	議	航会	空老	保	険福・	に 祉	係専	る門	分	般科	競会	争の	入会	札議	の の 	開	催								福		事門	" 分	科) 会)	19 21
0	平	正 成	16		誤 E 1	月	1 7	' E] 熊	(本	:	具芒	言示	关第	§ 1	2	号	()	遊	魚	規則	則(の言	認言	可)	F	þ				(漁	į	政	į	課)	21

本号で公布された規則のあらまし

- 特殊建築物等定期調査報告書、昇降機等定期検査報告書及び建築設備定期検査報 告書を廃止し、建築基準法第12条第1項の規定による報告に必要な添付書類につい て定める。 (第 15 条、第 16 条、別記様式関係) 1 に伴い、様式番号の整理等を行う。(第 16 条の 2、第 16 条の 3、別記様式関係)
- この条例は、平成16年4月1日から施行する。(附則関係)

規 則

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 16 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第2号

熊本県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

熊本県建築基準法施行細則(昭和54年熊本県規則第37号)の一部を次のように改正す

第15条第3項を次のように改める。

省令第5条第3項の規則で定める書類は、省令第1条の3第1項の表(い)項に掲げ る図書(し尿浄化槽の見取図を除く。)及び一級建築士若しくは二級建築士又は法第12条 第1項に規定する国土交通大臣が定める資格を有する者が同項の規定による調査の結果 を記載した書類とする。

第15条第4項を削る。

第16条第5項を次のように改める。

省令第6条第3項の規則で定める書類は、一級建築士若しくは二級建築士又は法第12 条第2項に規定する国土交通大臣が定める資格を有する者が同項の規定による検査の結 果を記載した書類とする。

第16条第6項を削る。

第 16 条の 2 の見出しを「(昇降機等の廃止等届)」に改め、同条中「昇降機等の所有者」 を「昇降機等(前条第1項第1号若しくは第2号の昇降機又は同条第2項の昇降機等をいう。 次条第2項において同じ。)の所有者」に、「別記第23号の3様式」を「別記第22号様式」 に改める。

第 16 条の 3 第 1 項中「別記第 23 号の 4 様式」を「別記第 23 号様式」に改め、同条第 2 項中「別記第23号の5様式」を「別記第23号の2様式」に改める。

別記第22号様式から別記第23号の2様式までを削る。

別記第23号の3様式中「別記第23号の3様式(第16条の2関係)」を「別記第22号様 式 (第 16 条の 2 関係)」に改め、同様式を別記第 22 号様式とする。

別記第23号の4様式中「別記第23号の4様式(第16条の3関係)」を「別記第23号様 式 (第16条の3関係)」に改め、同様式を別記第23号様式とする。

別記第23号の5様式中「別記第23号の5様式(第16条の3関係)」を「別記第23号の 2様式(第16条の3関係)」に改め、同様式を別記第23号の2様式とする。

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

告 示

能本県告示第84号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業 所を次のとおり指定した。

平成 16 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【福祉用具貸与】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指定年月日
ライフサポートおんじゃく	有限会社オー・エム・エス	平成 16 年 1 月 26 日
下益城郡中央町中小路 897 番地		

熊本県告示第85号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2 の規定により告示する。

平成 16 年 2 月 4 日

義 子 熊本県知事 潮 谷

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡新和町小宮地字柳 5235
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。 字柳 5235 (次の図に示す部分に限る。) P

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 ウ 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。 工

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本 県天草地域振興局並びに新和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第86号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林 の指定をする。

平成 16 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷

- 保安林の所在場所 熊本県天草郡河浦町大字新合字福シ田 2853 の 1、字定免木場 3032、 字赤木 3132、3133、3135、3143、3147の2、字窪 3152、字砂ノ迫 3168、3175、字荒河内 3281 Ø 1, 3281 Ø 3, 3285 Ø 1
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件

- (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 1 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに河浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第87号

平成 16 年 2 月 17 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 16 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第88号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372 号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加す る者に必要な資格等について告示する。

平成 16 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 調達する特定役務の名称及び数量
- 電子計算機用データ入力業務 (給与部門)
- 電子計算機用データ入力業務 (総務部門) 一式 電子計算機用データ入力業務 (税務部門) ゥ
- 一式 電子計算機用データ入力業務 (福祉、衛生部門) 工 一式
- 電子計算機用データ入力業務 (統計部門)
- 一式
- 電子計算機用データ入力業務 (土木部門) 力 一式
- 電子計算機用データ入力業務 (農林部門)
- 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する 要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げる ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- 入札参加資格を得るための申請方法等
- (1)申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要 綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参 又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階) 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 6350

(3)入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 16 年 2 月 4 日 (水曜) から平成 16 年 2 月 19 日 (木曜) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わな いことがある。

- 資格審査結果の通知
 - 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- 入札参加資格の有効期間 (5)

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成17年9月30日 までとする。

有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査 申請の受付を平成17年7月1日から平成17年7月31日まで行う。

熊本県告示第89号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条第1項の規定により、次のとおり 家畜伝染病に係る届出があったので、同条第4項の規定により公示する。

平成 16 年 2 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適用
ヨーネ病	患畜	平成 16 年 1 月 23 日	菊鹿町	1戸1頭	乳用牛